平成２４年（フ）第４号
東京都三鷹市上連雀２丁目４番２号　コーポ石井403、開始決定時の住所石川県野々市市下林３丁目287番地１
破産者　東川　一男
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成１８年（フ）第１９８号
石川県加賀市片山津温泉ア２番地の１
破産者　阿部　　彦
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２６号
山形県西村山郡西川町大字睦合乙463番地２コーポ睦合108号、破産開始決定時の住所静岡県浜松市西区桜台６丁目16番17号
破産者　川井　友菜
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8969番地の８
破産者　加茂　　力
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
愛媛県松山市南高井町825番地
破産者　井門久美子
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２８号
愛媛県松山市小坂５丁目10番21号　マンション南小坂504号
破産者　桑村　基春
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０７号
宮崎県都城市今町8827番地１
破産者　宇﨑　洋子
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第８８号
兵庫県南あわじ市福良乙13番地
破産者　花崎　齊之
１　決定年月日　平成24年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第８９号
兵庫県淡路市中田50番地２　県営中田住宅２棟203、前住所兵庫県淡路市塩尾749番地８県営塩尾住宅１―505
破産者　本木　昭夫
１　決定年月日　平成24年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９１４号
さいたま市見沼区島町265番地５
破産者　田口　久雄
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８７号
さいたま市南区松本３丁目10番２号
破産者　遠藤　松美
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０２号
埼玉県北本市中央１丁目109番地　清水コーポＡ―106
破産者　小林　律子
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
宮城県石巻市向陽町１丁目23番６号
破産者　高橋ふじ子
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷369番地
破産者　松野商店こと　松野　茂樹
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
長崎県長崎市矢上町32番16―601号
破産者　村上　裕人
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
長崎県長崎市大園町３番５―1401号
破産者　木村　幸惠
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３４号
札幌市豊平区月寒東４条７丁目４番５―102号
破産者　左近充英人
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８０２号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目５番18号　ニューコーポ元町Ｃ―101号
破産者　須藤　正恵
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４０３号
札幌市東区中沼西４条１丁目４番23号　パシャ41―102号
破産者　後藤　　剛
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部